

デジタルシフト —国立国会図書館の取組—

2021年11月10日 図書館総合展フォーラム

「デジタルシフトの先に：国立国会図書館ビジョン2021-2025と全国の図書館」

国立国会図書館 電子情報部長 大場 利康



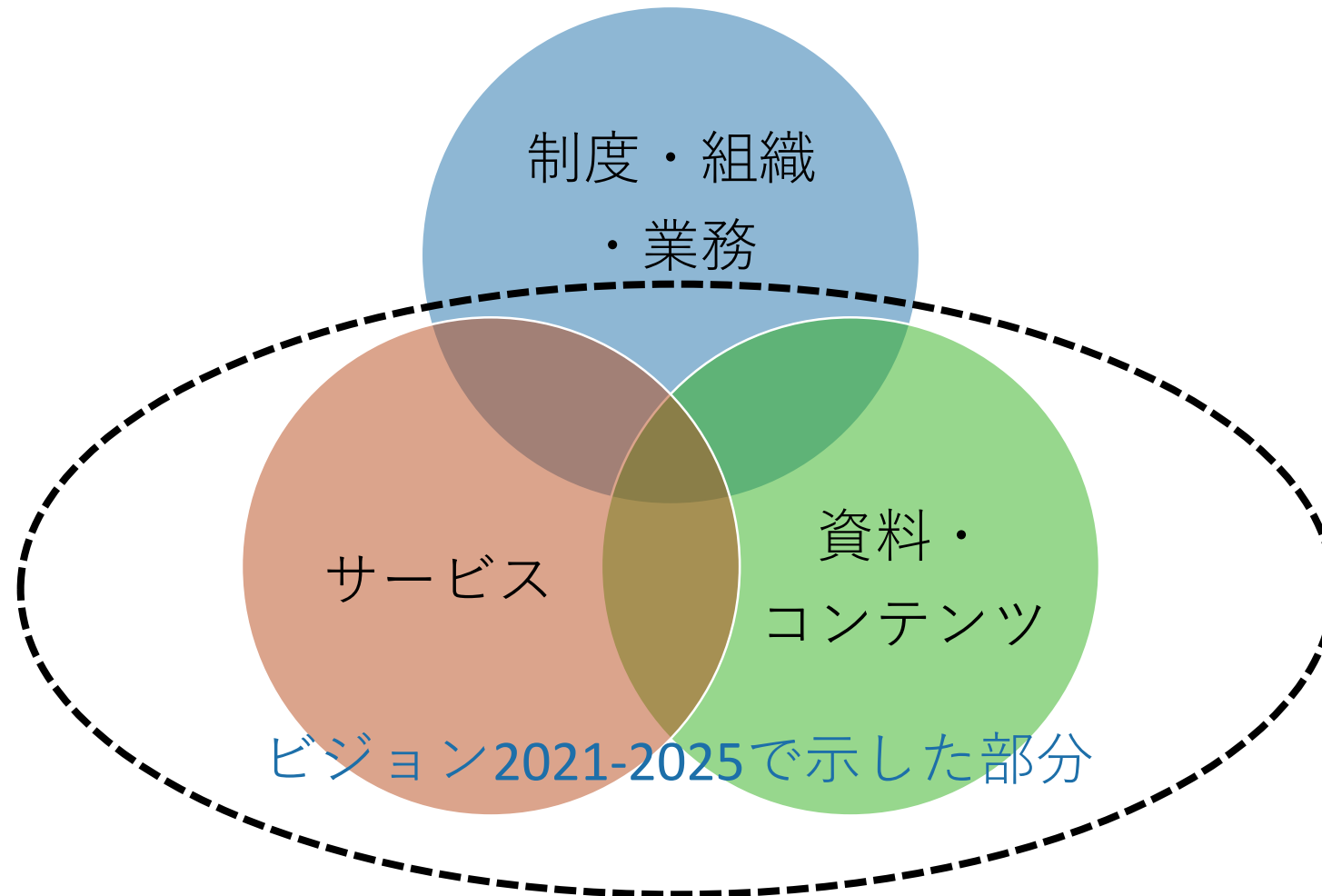
この資料は [クリエイティブ・コモンズ 表示 4.0 国際 ライセンス](#) の下に提供されています。

「デジタルシフト」ってどういうこと？

- ◆デジタル中心に移行する
- ◆デジタルに重心を移す
- ◆デジタルに置き換える
- ◆デジタルに変わる

.....

デジタルシフトの各領域



(主に) サービスのデジタルシフト

ユニバーサルアクセスの実現

- 1. 国会サービスの充実
- 2. インターネット提供資料の拡充
- 3. 読書バリアフリーの推進
- 4. 「知りたい」を支援する情報発信

(主に) 資料・コンテンツのデジタルシフト

国のデジタル情報基盤の拡充

- 5. 資料デジタル化の加速
- 6. デジタル資料の収集と長期保存
- 7. デジタルアーカイブの推進と利活用

資料デジタル化

資料デジタル化 これまでの経緯

2000年	• 資料デジタル化を開始。著作権処理を行いインターネットで公開（2～4万冊／年）
2009年	• 著作権法改正（NDLで保存目的のデジタル化が可能に）
2009～ 2011年	• 大規模デジタル化事業実施（2009年度、2010年度補正予算） 図書66万点、雑誌22万点、古典籍7万点、博士論文14万点、官報、支部図書館資料等のデジタル化実施。著作権調査もあわせて実施。
2012年	• 著作権法改正（図書館等への絶版等入手困難な資料の送信が可能に）
2014年	• 図書館向けデジタル化資料送信サービス（図書館送信）開始
2015年	• 災害関係資料のデジタル化（2014年度補正予算） 震災・災害関係の図書約6万点、雑誌約2万点のデジタル化実施
2018年	• 著作権法改正（外国の図書館等へも絶版等入手困難な資料の送信が可能に）
2019年	• 外国の図書館等にも図書館向けデジタル化資料送信サービスを拡大 • デジタル化内製の実験プロジェクト開始
2021年	• 国内刊行図書のデジタル化（2020年度補正予算）、資料デジタル化推進室の設置 • 「資料デジタル化基本計画2021-2025」の策定 • 著作権法改正（特に第31条第3項：絶版等資料の個人（家庭）への送信）

資料デジタル化 現状と今後

資料	これまでの取組	インターネット公開	図書館送信	館内限定	合計	今後の取組予定
図書	明治期以降、1968年までに受け入れた図書 震災・災害関係資料の一部（1968年以降に受け入れたものを含む。）	36万点	55万点	8万点	99万点	2000年までに刊行・受入したもの（対象：約170万冊） ※5年間で100万冊以上のデジタル化を目指す
雑誌	明治期以降に刊行された雑誌（刊行後5年以上経過したもの）	1万点	81万点	52万点	134万点	刊行後5年以上経過した雑誌 →学協会等からデジタル化要望があるものを優先する。
博士論文	1990～2000年度に送付を受けた論文	1万点	12万点	3万点	16万点	1989年度以前に送付を受けたもの。
新聞	（未実施）	-	-	-	-	試行（日本新聞協会と合意したもの等。ただし、商用データベース等で提供されているものは対象外。）
その他	古典籍、地図、官報、録音・映像資料、憲政資料、日本占領関係資料等	18万点	4万点	9万点	30万点	（継続） 新たに、日系移民関係資料を追加
※2021年7月時点の提供点数		56万点	151万点	72万点	279万点	

資料デジタル化基本計画2021-2025

評価要素	• 唯一性・希少性 • <u>資料の利用機会の拡大</u>（インターネット公開や図書館送信が見込まれるか） • 資料の劣化状況、保存の緊急性 • デジタル化への社会的・学術的ニーズ • 国や世界の体系的なデジタルコレクション構築への貢献
対象資料	日本で刊行された資料（外国刊行の日本語資料・日本関係資料も含む） • 図書（<u>2000年までに刊行</u>されたもの）※官庁出版物はそれ以降も含む • 雑誌（刊行後5年以上経過したもの） • 古典籍資料 • 録音・映像資料 • 博士論文 • 他（憲政資料、日本占領関係資料、<u>日系移民関係資料</u>、地図、<u>新聞<試行></u>）
利用提供	• 「国立国会図書館デジタルコレクション」で提供 • <u>本文テキストデータの作成を推進し、全文検索を可能に</u> • デジタル化済み原資料は原則として利用停止 • 公開範囲：館内限定・図書館送信・インターネット公開

2020年度補正予算による資料デジタル化

項目	概要
図書資料のデジタル化	1987年までに刊行・受入した国内刊行図書のデジタル化 <u>約45億円</u> ※社会科学分野、人文科学分野の一部
デジタル化設備の整備	館内で所蔵資料のデジタル化を行うためのブックスキャナ等導入
全文テキスト化の推進	デジタル化済み資料のOCRによる全文検索用のテキスト化 OCR精度向上に向けた研究開発
電子書庫機能の拡張等	ストレージ増強 国立国会図書館デジタルコレクション改修
合計 <u>約60億円</u>	

参考：資料デジタル化推進の背景

内閣府知的財産戦略本部 「知的財産推進計画2020」（2020年5月27日）

- <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku20200527.pdf>

自由民主党政務調査会知的財産戦略調査会提言（2020年9月1日）「国立国会図書館の図書等のデジタル化についての提言」

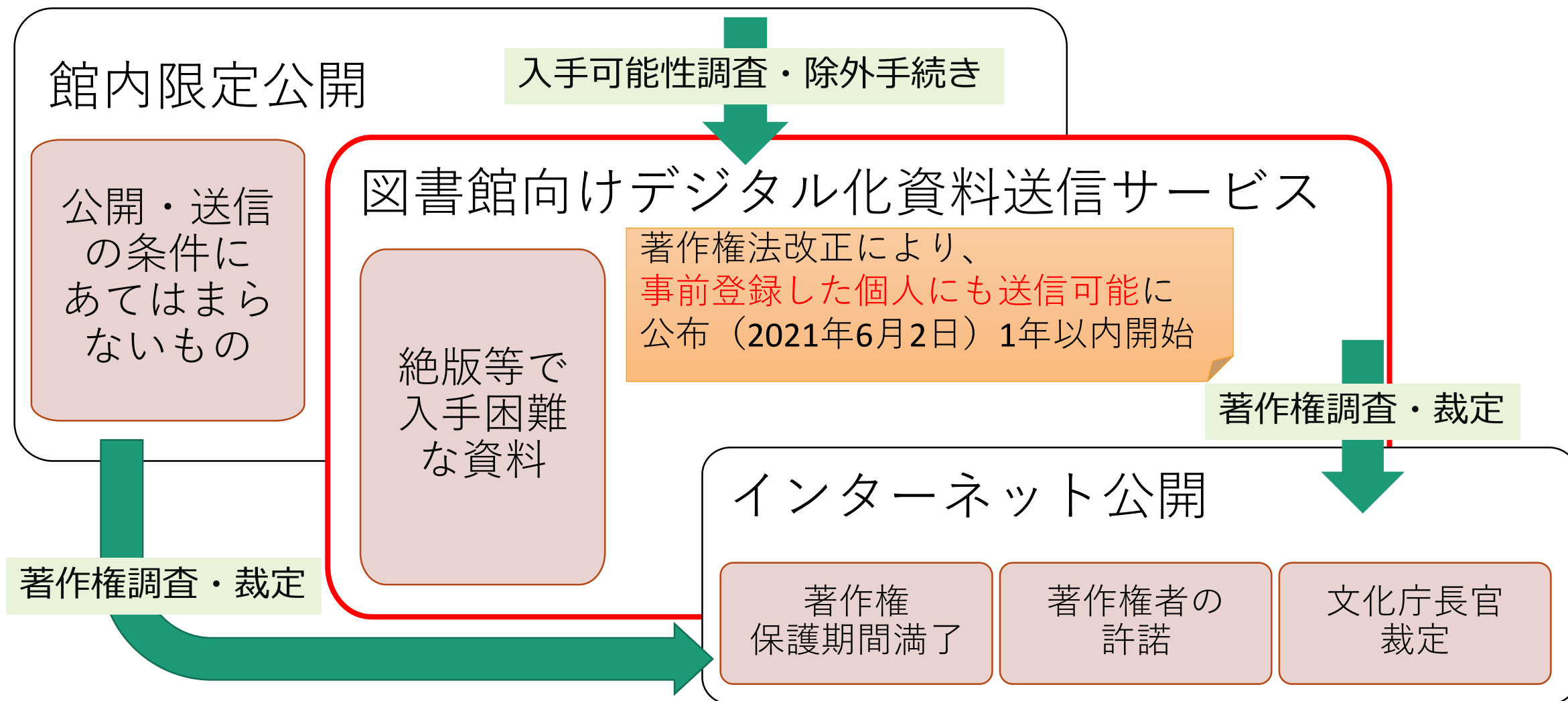
- https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/news/policy/200591_1.pdf

コロナ禍を契機とするデジタル・リモートアクセス強化に関する各界の要望

- 「図書館休館対策プロジェクト」 <https://closedlibrarycovid.wixsite.com/website>
- 日本歴史学協会ほか28学術団体の公開要望書 <http://www.nichirekikyo.com/statement/statement20200523.html>
- 一般社団法人日本出版者協議会「要望書」 <https://www.shuppankyo.or.jp/post/oshirase20200601>

インターネット提供資料の拡充

2021年著作権法改正によるデジタル化資料送信サービスの拡大



図書館関係の権利制限規定の見直し

国立国会図書館による絶版等資料のインターネット送信（現行31条3項関係）[個人送信]

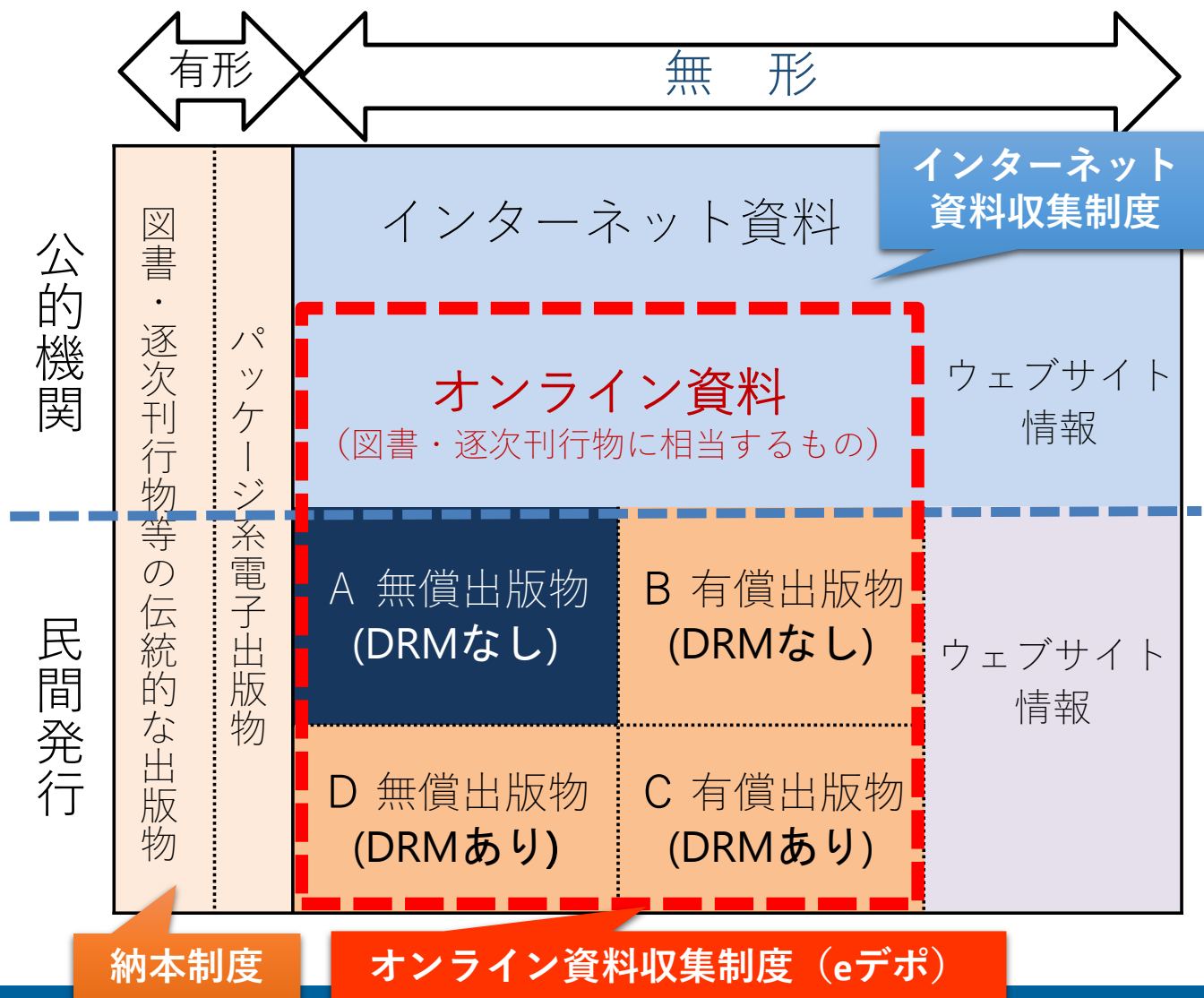
- 実質、図書館送信サービスの拡張。国立国会図書館が、絶版等資料のデータを事前登録した利用者に対して直接送信できるようにする。
- 利用者側では、自分で利用するために必要な複製（プリントアウト）や、非営利・無料等の要件の下での公の伝達（ディスプレイへの投影等）が可能に。
- 実施に向けて、文化庁・関係団体・国立国会図書館で協議・検討中
- 公布1年以内施行

図書館等による図書館資料の一部分のメール送信等（現行31条1項関係）[公衆送信]

- 図書館が、調査研究の用に供するため著作物の一部分をメールなどで送信できるようにする。（権利者保護のための厳格な要件設定）
- 公衆送信に当たり、図書館等の設置者が権利者に補償金を支払うことを求める。（受益者負担、指定管理団体による一括管理）
- 補償金制度の詳細等、文化庁・関係団体で協議
- 公布2年以内施行

デジタル資料の収集と長期保存

オンライン資料の制度収集（現状）



- 2010年4月から、公的機関発行のインターネット資料については「インターネット資料収集制度」の対象に。（国立国会図書館法第25条の3に基づく収集）
- 2013年7月から、民間の電子書籍・電子雑誌のうち無償かつDRMなしのもの（図A 主な対象資料：私立大学紀要・要覧、民間企業の技報・広報誌等）の制度収集を開始。（国立国会図書館法第25条の4、著作権法第43条に基づく収集）。
- 有償またはDRM付き出版物は、当面収集対象外。

有償等オンライン資料の制度収集

納本制度審議会答申（2021年3月25日）概要

◆収集対象

- ▶ 現行を踏襲し、特定のコード（ISBN、ISSN、DOI）が付与されたもの、又は特定のフォーマット（PDF、EPUB、DAISY）で作成されたもの。
- ▶ DRM付き資料も、**DRMが付されていない状態のファイル**を収集。

◆収集除外

- ▶ 営利企業で構成される組織が運営するリポジトリを収集対象から除くことを認定するには、**長期継続性、利用の担保、コンテンツの保全の観点で確認**のうえ、**コンテンツの散逸防止やメタデータ連携について覚書**等で担保。

◆利用・補償等

- ▶ 権利者の利益保護と一般利用者の利便性向上の両面への配慮が必要。
- ▶ 複製等作業・手続きに要する費用は軽微であり、特別な経済的損失も発生しないため、**金銭的補償は不要**。（ただし媒体に格納して送付する場合の媒体費用と送料は補償）
- ▶ 制度収集の実効性を高めるためのインセンティブとして、著作の真正性の証明、データバックアップ機能、検索から本文情報へのナビゲートに期待。

⇒ 全面的な収集開始は2023年1月を想定（2021年9月2日納本制度審議会） 17

国立国会図書館デジタル資料長期保存 基本計画 2021-2025

https://www.ndl.go.jp/jp/preservation/dlib/pdf/NDLdigitalpreservation_basicplan2021-2025.pdf

◆デジタル資料の長期保存における課題：

媒体のぜい弱性、再生装置の入手困難化、再生ソフトウェア等技術の陳腐化...

⇒長期的に利用できるようにするためには、維持管理のための取組が紙資料と同様に必要

【最近の取組】

- パッケージ系電子出版物（CD/DVD、USBメモリ、フロッピーディスク等）のマイグレーション（主に媒体変換）による保存対策の本格実施 ※新規
- マイグレーション後データの長期利用保証のための技術調査（エミュレーション技術等） ※継続
- 国内で同じ課題を抱える機関との情報共有の場の設定に向けて、国内機関のデジタルデータ保存の実態調査の実施 ※新規
- マイグレーション後データは開発中の次期デジタルコレクションの電子書庫（クラウド利用を想定）へ ※予定

デジタルアーカイブの推進と利活用

ジャパンサーチ

- 博物館、美術館、公文書館などのさまざまな分野のデジタルアーカイブと連携し、我が国が保有する多様なコンテンツのメタデータをまとめて検索・閲覧・活用できる、**デジタルアーカイブの利活用を促す基盤（プラットフォーム）**
- 政府の「知的財産推進計画」等に掲げられている国の取組
 - 内閣府に置かれるデジタルアーカイブジャパン推進委員会・実務者検討委員会の方針のもと、**国立国会図書館はシステム開発・運用及び連携実務を担当**
- 30連携（つなぎ役）機関、145データベース（メタデータ約2300万件）と連携（2021年10月末現在）



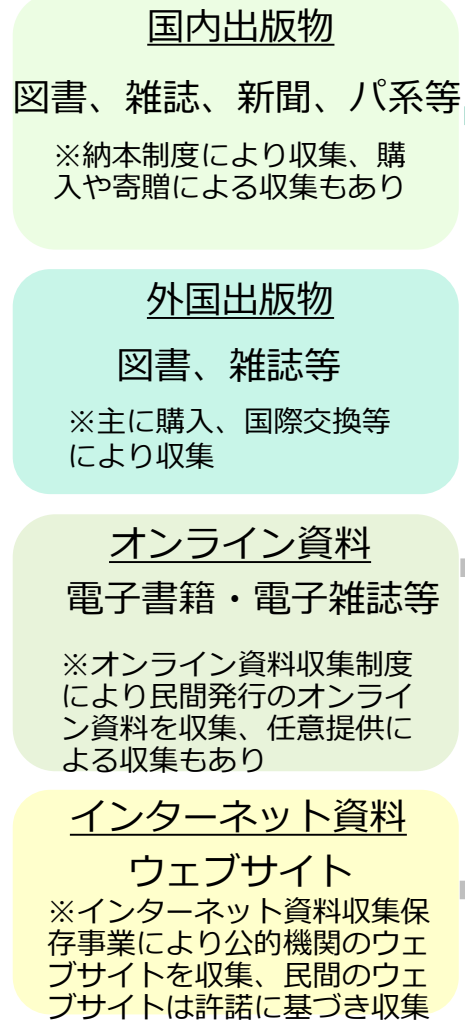
ジャパンサーチトップページ

<https://jpsearch.go.jp/>

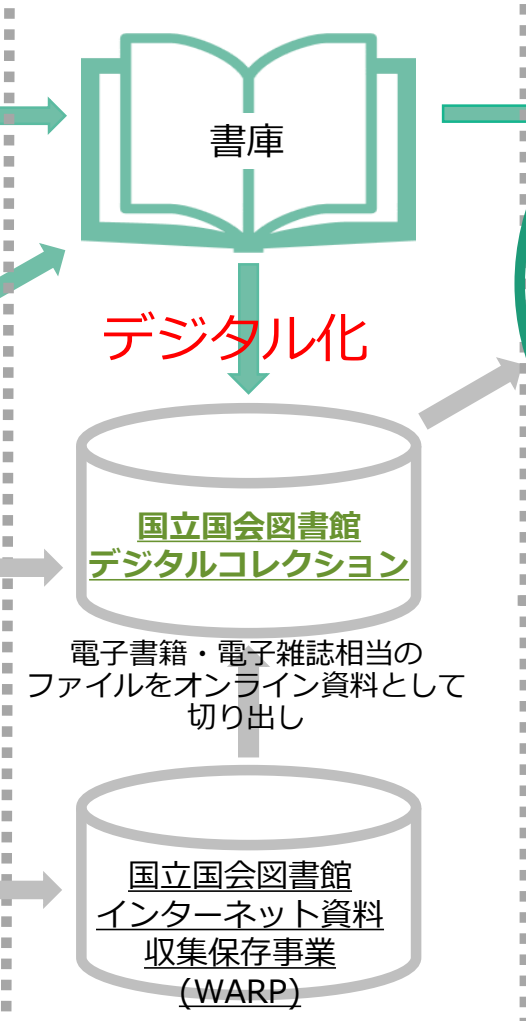
20

NDLとジャパンサーチ

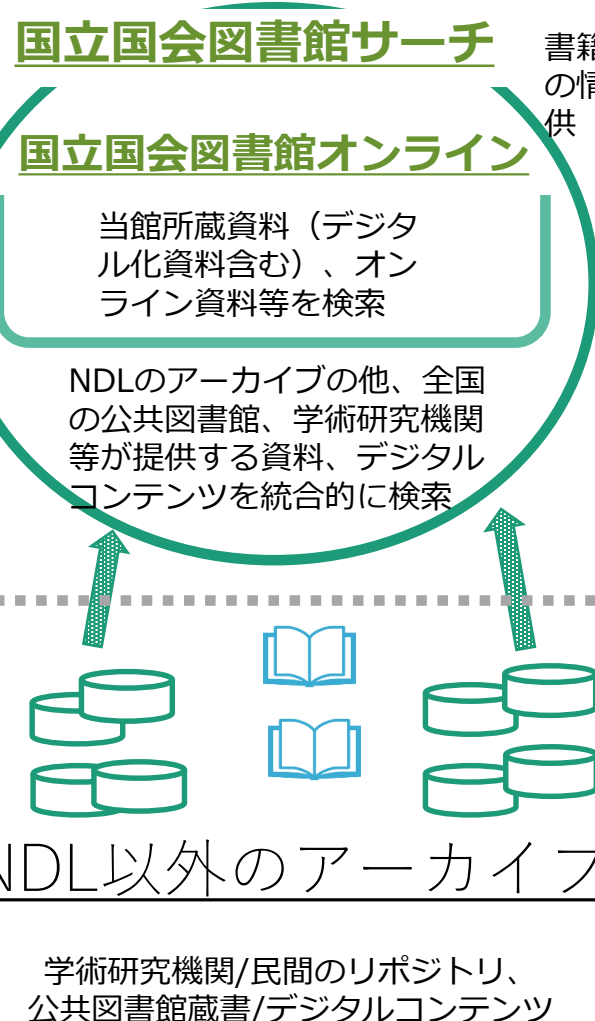
NDLの収集対象



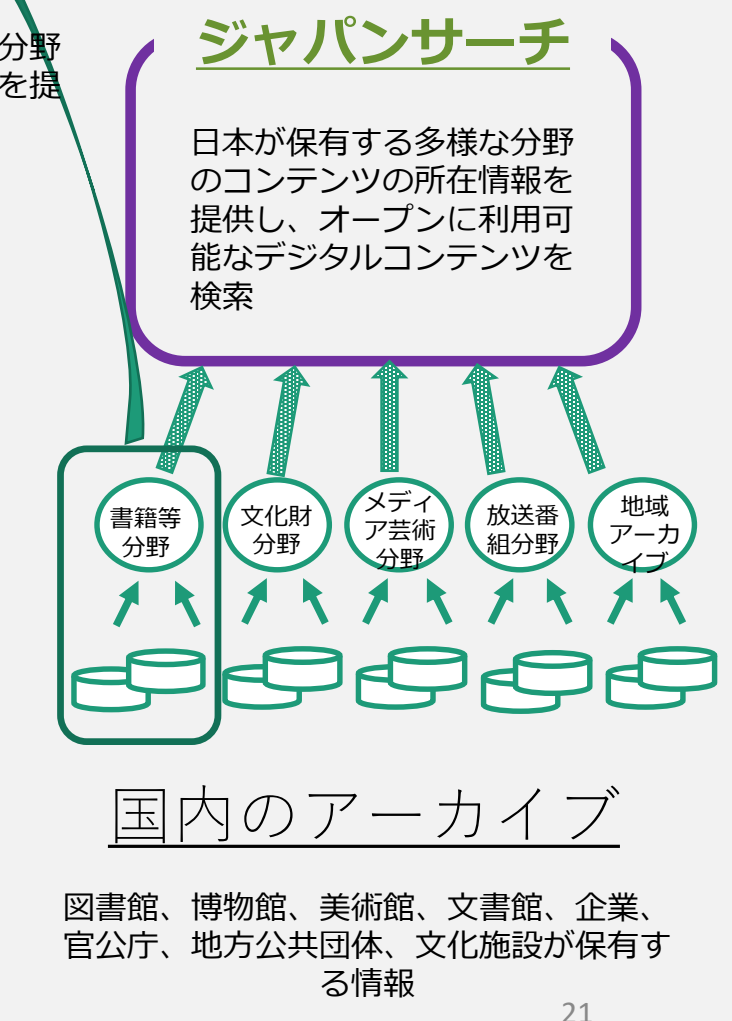
NDLのアーカイブ



NDLの所在情報検索

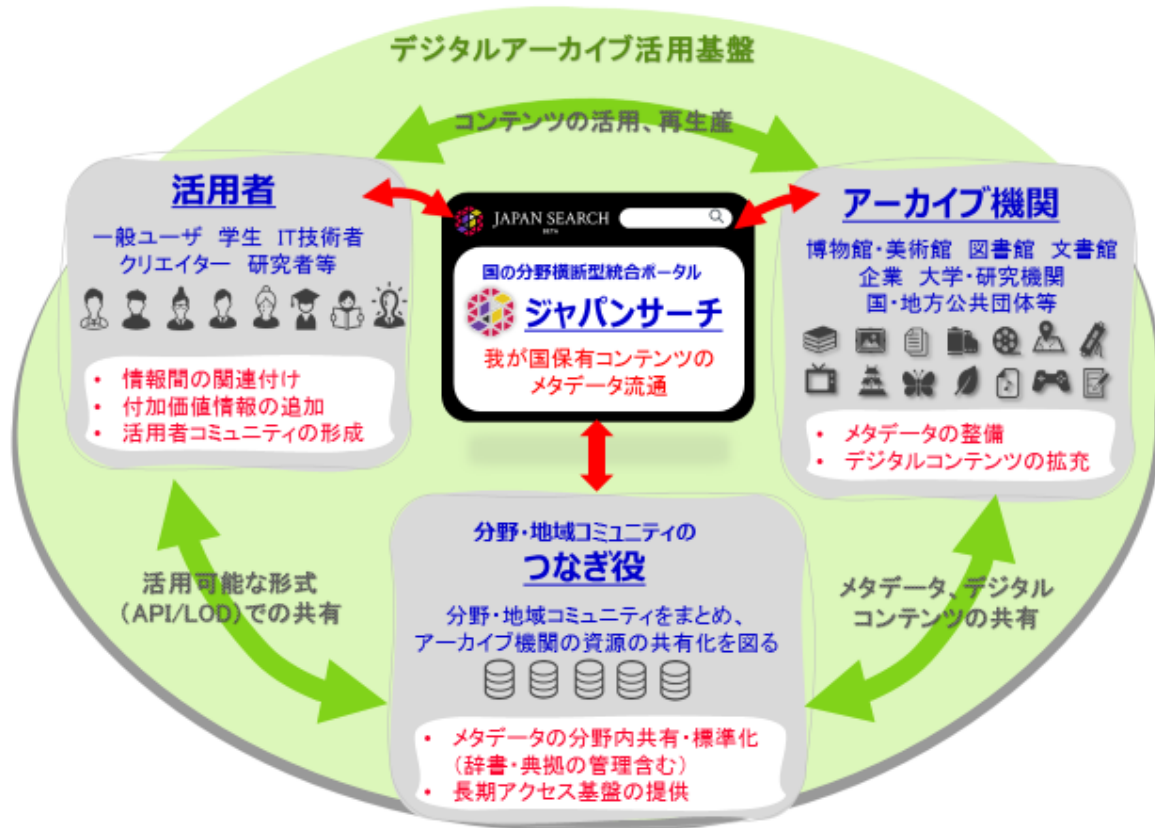


国の分野横断統合検索





[参考] ジャパンサーチとデジタル アーカイブ社会



出典：「3か年総括報告書 我が国が目指すデジタル
アーカイブ社会の実現に向けて」
(令和2年8月19日 デジタルアーカイブジャパン推
進委員会・実務者検討委員会) p.8
[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/digital
archive_suisiniinkai/pdf/r0208_3kanen_houkoku
honbun.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/digital_archive_suisiniinkai/pdf/r0208_3kanen_houkoku_honbun.pdf)

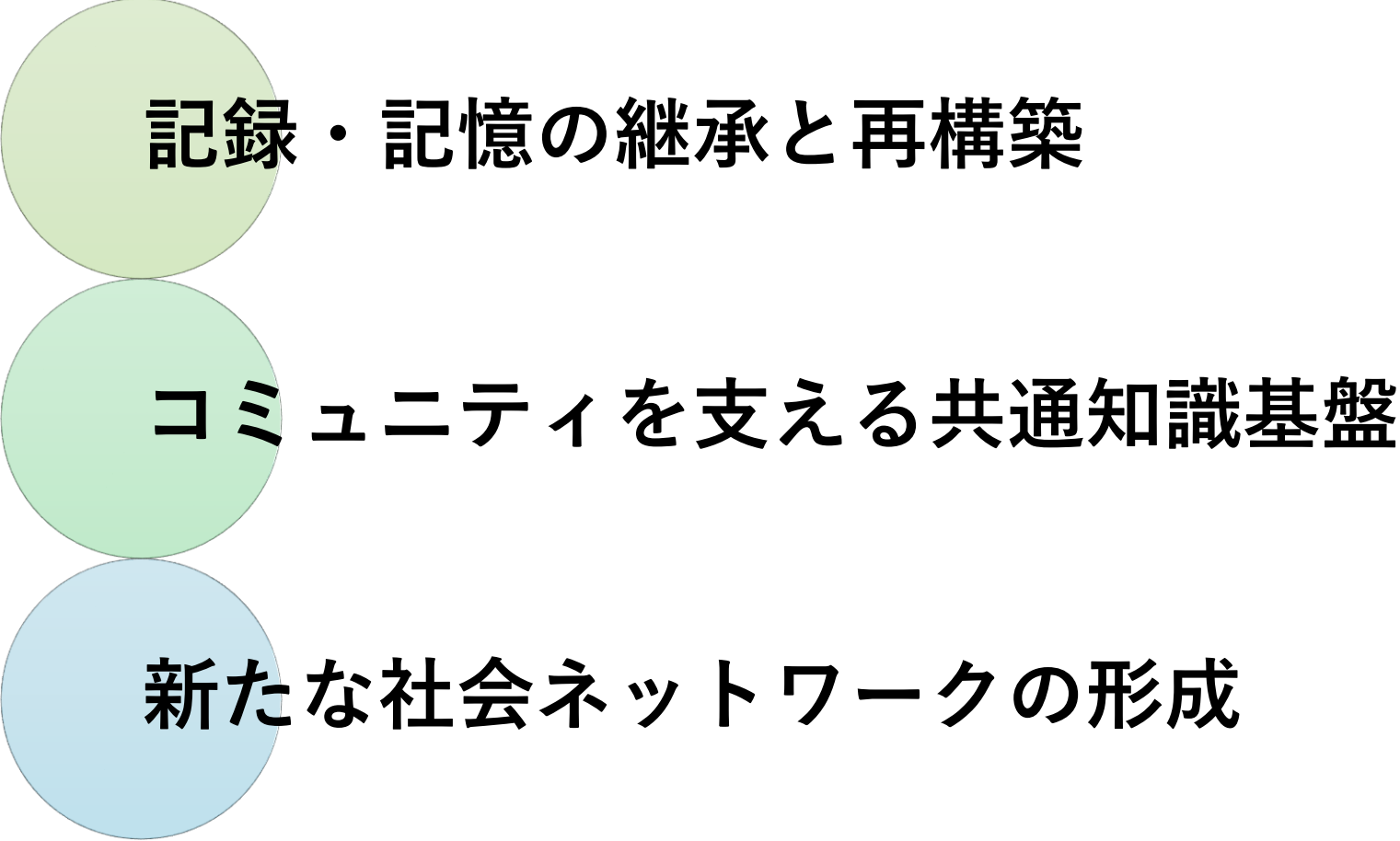
[参考] 「デジタルアーカイブを日常にする」 ジャパンサーチ戦略方針2021-2025



<https://jpsearch.go.jp/about/strategy2021-2025>

[参考]ジャパンサーチ戦略方針2021-2025

3つの価値：デジタルアーカイブの大切な役割



記録・記憶の継承と再構築

コミュニティを支える共通知識基盤

新たな社会ネットワークの形成

国立国会図書館の使命・役割

- 国立国会図書館法（昭和23年法律第5号）
 - 前文「国立国会図書館は、真理がわれらを自由にするという確信に立つて、憲法の誓約する日本の民主化と世界平和とに寄与することを使命として、ここに設立される。」
 - 第2条「国立国会図書館は、図書及びその他の図書館資料を蒐集し、国会議員の職務の遂行に資するとともに、行政及び司法の各部門に対し、更に日本国民に対し、この法律に規定する図書館奉仕を提供することを目的とする。」

（参考）

- 設置前の帝国議会での議論では、政治の「科学的基礎」の確立、「文化国家」としての再出発のために必要との主張もあり。

例）国会図書館設置に関する決議（昭和21年10月11日 帝国議会衆議院本会議（議事速記録55号 p.921））

<https://teikokugikai-i.ndl.go.jp/#/detail?minId=009013242X05519461011&spkNum=23&single>